

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によつて、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があつた。
令和八年十月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

（ 名 氏 名 ） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
河内石油株式会社	広島県広島市安佐北区可部八丁目三番 三六号	令和八年八月一日